

廃止負担金制度の改正に関する FAQ

<分割納付について>

Q 分割納付をしようとした場合、どうしたらいいのか。

回答) ⇒履行延期申請書に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。申請書に添付いただく資料については、分割納付を希望される企業様の状況によって異なります。分割納付を希望される場合は、お早めに管轄の水道事業所にご相談ください。

Q 特約申請から延納利息年 3.1%がかかるというが、却下されても 3.1%なのか。

回答) ⇒特約を締結した場合は、特約申請から年 3.1%の延納利息を課すこととなります。(廃止 5 日前に特約した場合を除く) が、却下した場合は、納付期限(廃止 5 日前) から年 9%の延滞金がかかります。

Q 分割納付が認められるのは、どのような場合か。

回答) ⇒大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例第 12 条第 1 項に該当する場合です。詳しくは管轄の水道事業所におたずねください。

(例)

債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

Q 減量の場合でも分割納付が可能か。

回答) 減量する場合、分割納付はできません。

<使用水量がゼロで納付済み基本料金分を負担金から免除する場合>

Q 免除申請は必要か。

回答) ⇒使用量が 1 月以上連続してゼロであることを各水道事業所で確認し免除を行いますので、申請は不要です。

Q 使用水量ゼロの期間中に少量使用した場合は免除されないのか。

回答) ⇒使用水量がゼロの月が連続している場合のみ免除できます。少量使用した月までは免除の対象外となり、その翌月以降の使用量ゼロの期間のみが対象となります。

Q 支払った基本料金はすべて免除してもらえるのか。

回答) ⇒廃止届出日において、納付が確認できた基本料金について一定のルールに基づき廃止負担金に充当します。ただし、メーター使用水量は免除の対象となりません。

Q 免除額が廃止負担金の額を超えた場合はどうなるのか。

回答) ⇒免除額の上限は廃止負担金の額です。つまり、一定のルールに基づき計算した免除額が廃止負担金の額を上回った場合は、負担金はいただきません。また、差額を返還することはありません。

<負担金算出方法の見直しについて>

Q 2か所で工場を操業しており、それぞれの基本使用水量が80 m³/日と100 m³/日である。
この2か所を廃止したいが負担金はどうなるのか。

回答) ⇒契約毎で100 m³分を免除しますので、例示の場合、負担金は発生しません。

Q A事業所150 m³/日、B事業所80 m³/日で操業している。A事業所を廃止し、C事業所150 m³/日の新設する予定だが、負担金はどうなるのか。

回答) ⇒基本使用水量の総量を変えずに調整する場合は、負担金は発生しません。ただし、A事業所の廃止に要する工事費やC事業所の新設に要する工事費、保証金等の費用は生じます。